



地域密着型サービス

高齢者が住みなれた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり支援します。要介護1～5、要支援1・2の人のために、地域の実情に合わせて市区町村の裁量で整備する「地域密着型サービス」を利用しましょう。

●小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

●夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活を送るための巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。

要介護1～5の人

●認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が共同生活をする住宅で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人

要支援2の人

※要支援1の人は利用できません。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

要介護1～5の人

※新規入所は原則として要介護3以上の人です。

●地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

要介護1～5の人

●看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

要介護1～5の人

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

要介護1～5の人

●地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで受けられます。

要介護1～5の人

※原則として他市区町村のサービスは利用できません。



居宅での暮らしを支える

●福祉用具貸与

要介護1～5の人

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

要支援1・2の人 介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与します。

- 車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台
- 特殊寝台付属品 ●床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 手すり（工事をとまなわないもの）
- スロープ（工事をとまなわないもの）
- 歩行者 ●歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具を除く）
- ★自動排泄処理装置（原則として要介護4・5の人のみ）



上記●印以外については、要支援1・2と要介護1の人は原則として利用できません。

上記の福祉用具のうち、●固定用スロープ ●歩行者（歩行車を除く） ●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖は、利用方法（貸与、または販売）を選択できます。

■サービス費用のめやす

実際に貸与に要した費用に応じて異なります。

●特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）

要介護1～5の人

おもに入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、年間10万円を上限額として福祉用具購入費を支給します。（申請が必要です）

- 腰掛け便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●排泄予測支援機器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具

●固定用スロープ ●歩行者（歩行車を除く） ●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖は、利用方法（貸与、または販売）を選択できます。

要支援1・2の人 特定介護予防福祉用具販売

おもに入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、年間10万円を上限額として福祉用具購入費を支給します。（申請が必要です）

※「福祉用具販売事業者に対する指定制度」が導入されています。
※事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。

●住宅改修費支給

要介護1～5の人

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

要支援1・2の人 介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。

※事前の申請が必要です。

短期間入所する

●短期入所生活／療養介護（ショートステイ）

要介護1～5の人

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす（短期入所生活介護）

介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合

要介護1～5 ▶（1日につき）6,030円～8,840円

■サービス費用のめやす（短期入所療養介護）

介護老人保健施設（多床室）の場合

要介護1～5 ▶（1日につき）8,300円～10,520円

特定短期入所療養介護（難病やがん末期の要介護者が利用した場合）

9,270円 ※4時間以上6時間未満

要支援1・2の人 介護予防短期入所生活／療養介護

介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす（介護予防短期入所生活介護）

介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合

要支援1 ▶（1日につき）4,510円 要支援2 ▶（1日につき）5,610円

■サービス費用のめやす（介護予防短期入所療養介護）

介護老人保健施設（多床室）の場合

要支援1 ▶（1日につき）6,130円 要支援2 ▶（1日につき）7,740円



施設サービス

※要介護1～5の人が利用できます。
（要支援1・2の人は利用できません）



施設に入所する

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

※新規入所は原則として要介護3以上の人です。

●介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアをします。

●介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。